

事業評価シート

担当課・室長：環境経済課長

事業名	再生品の使用の促進
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策
1 事業の概要	<p>平成13年4月よりグリーン購入法が全面施行され、国等の各機関については、基本方針（閣議決定）に基づき、実施方針の作成等を行いグリーン購入の推進を図ることとなっている。</p> <p>本事業においては、同法に基づくグリーン購入の推進のため、以下の事業を実施するものである。</p> <p>技術開発の動向等を反映し、基本方針に定める特定調達品目及び判断の基準の見直しの検討 の検討にあたっての、複合的な環境負荷低減効果の評価方法の検討及び評価の実施 国の各機関における円滑なグリーン購入推進のための調整 国の各機関におけるグリーン購入の環境負荷低減、環境物品等の市場形成への効果の評価 地方公共団体における一層の取組促進を図るための調査、セミナー等の実施</p>
2 進捗状況	<p>国におけるグリーン購入の推進については、平成7年6月に閣議決定された「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画（率先実行計画）」により、再生紙（コピー用紙、印刷用紙）、コピー機、低公害車の3分野4品目について取組を行ってきた。</p> <p>グリーン購入法が、平成12年6月に部分施行され、平成12年度においては、学識経験者により構成される検討会において検討を実施し、「基本方針」（14分野101品目の特定調達品目及びその判断の基準を含む）が平成13年2月に閣議決定された。</p> <p>国等の各機関においては、平成13年4月からの同法の全面施行を受け、毎年度、調達方針を作成・公表、これに基づき調達を実施し、年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ・公表することとなっている。</p>
3 評価	<p>率先実行計画においては、再生紙への移行については、大きく進展があった一方、低公害車の導入については、目標の1/3程度の達成にとどまっていた。</p> <p>グリーン購入法の目的である持続可能な社会の構築を図るため、より環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進するためには、技術開発の動向等を反映し、基本方針に定める特定調達品目及びその判断の基準の見直しを行っていくことが必要である。</p> <p>現在の基本方針策定にあたっては、検討会における学識経験者からの意見聴取を行い、101品目の基準作成の成果をあげている。品目の追加、基準の見直しに当たっても、科学的見地に基づき、また、できる限り総合的な観点から環境負荷低減効果を評価することが必要であり、学識経験者により構成される検討会の開催が必要である。また、技術開発の進行等に伴い、環境負荷低減効果の評価が非常に複雑な物品が出現しており、このような物品については、基</p>

	<p>準策定にあたっての客観性確保のため、厳密かつ複合的な環境負荷低減効果の評価を実施することが必要となっている。</p> <p>率先実行計画においては、実効性の確保が課題となっていたところであるが、グリーン購入法においては、その改善のため、各府省等において調達方針の作成、調達実績の取りまとめ、公表を実施することとしている。その適切な実施のためには、連絡会議の開催により、各府省等との密接な連絡調整、実施状況のフォローアップを行うことが必要である。</p> <p>また、グリーン購入法においては、地方公共団体についても調達方針を策定する努力をすること、その際、「基本方針」に定める「特定調達物品」を含める努力をすることを定めている。現在、各地においてその検討が進められているところであるが、その支援のため、「基本方針」の変更など国における最新の取組状況の紹介などを実施する必要がある。</p> <p>更に、より効率的かつ効果的に持続可能な社会の構築を図っていくためには、国等によるグリーン購入の効果を、環境負荷低減効果、環境物品等の市場形成への効果の観点から評価し、今後の取組に反映していくことが必要である。</p>
4 予算事項名	・国等におけるグリーン購入推進経費
5 対応副施策等	- 3 - (4) 国等によるグリーン購入の促進